

第10回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議

日 時：平成28年5月27日（金曜日）

午後4時55分から午後5時10分まで

場 所：江陽グランドホテル4階 銀河の間

1 開会

○司会：引き続きまして、第10回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催させていただきます。本日、事務局を務めさせていただきます宮城県環境生活部循環型社会推進課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日の御出席者につきましては、資料に出席者名簿を添付させていただいておりますので、恐縮ですが、そちらで御確認をお願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。本会議の資料は、会議名の入りました茶封筒にて机上へ配布させていただいております。資料1といたしまして、放射性物質汚染廃棄物の処理促進に向けた取り組みに関する要望書、資料2といたしまして、宮城県からの要望事項と環境省の対応状況、資料3といたしまして、国による濃度測定を要する未指定廃棄物に関する調査結果、以上3点について、お配りさせていただいております。御不足の資料等ございましたら、事務局へお申し出をお願いいたします。

ここからの進行は、若生副知事が務めさせていただきます。若生副知事、よろしくお願いいたします。

○若生宮城県副知事：それでは、私が進行役を務めさせていただきます。始めに、今回の開催の趣旨でありますけれども、3月19日の前回の会議以降の状況について御報告をするというのが、主眼でございます。

式次第を見ていただきたいと思いますと思いますが、今日の会議の進行につきましては、このあと2番目の説明とありますけれども、ここでは知事から前回会議以降の状況等についてまず一括御説明をさせていただきたいと思っております。

その後、3番目の意見交換でありますけれども、ここでは知事からの説明に対する質問も含めまして、皆様からの御意見を伺いたいと思っております。こういった流れで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

それでは、まず知事から説明をお願いしたいと存じます。

2 説明

○村井宮城県知事：それでは座って説明させていただきます。ただいま若生副知事からお話ありましたように、本日は、前回会議後の状況について御報告するために定例の市町村長会議に合わせて設定をさせていただきました。

前回の会議でいただきました御意見を踏まえまして、4月15日に私ども

から環境省へ要望書を提出いたしました。資料1を御覧いただきたいと思いますが、その資料1が要望書の写しになります。要望事項は3点です。なお、要望に対する環境省の対応につきましては、環境省からいただいたペーパーを資料2としてお配りしておりますので、合わせて御覧下さい。

1点目の現地調査につきましては、要望どおり一定の方向性が出るまでの間、一時的に見合わせるとのことをございます。

2点目の未指定廃棄物の濃度測定につきましても、既に試料採取を開始しており、数か月程度で完了させるとのことをございます。測定の対象は、前回会議後に各市町村に照会をした結果、資料3にありますとおり、稲わら・牧草などの農林業系廃棄物を中心に約2,500tを測定する予定となっております。

3点目の8,000Bq/kg以下の支援につきましても、財政的、技術的な面で支援をしていくとのことをございます。要望書を手渡した際、井上副大臣からは、要望は最大限尊重したいとのことをございました。具体的なところは今後、環境省と協議していくことになるものと考えております。

指定廃棄物約3,400tと未指定廃棄物約2,500tにつきましては、既に国が濃度測定を行っているところであります。8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理につきましては、現在、県として方針を検討しているところであり、まだ結論は出しておりません。様々な方法を検討しておりますが、簡単に処理できる量ではないのも事実をございます。県といたしましてはより現実的な対応策を検討するためには、平成27年11月のアンケート調査で回答があった、もともと8,000Bq/kg以下のもの約43,000tにつきましても、正確な濃度を把握する必要があると考えております。

つきましては、これら43,000tにつきましても、県が主体となって早急に濃度測定を行うこととしたいということをございます。今日はこの点につきまして、皆さんに御承認をいただきたいと考えております。

基本的には、国の測定方法に準じた形で市町村の立会もいただきながら測定したいと考えております。その結果も踏まえまして、8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理に関する県の方針を秋頃を目処に市町村長会議を開催して提示したいと考えております。県が主体となって8,000Bq/kg以下の濃度測定を実施することについて、本日御承認をいただいた上で、実際の測定につきましても市町村の御協力をいただきながら進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、濃度測定する上での財源や体制の取組み方などにつきましては、国と協議しながらやり方を考えてまいります。また、今後、方針を検討して行くに当たり、皆様の様々な面で御協力を賜る必要があると考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

一言で言いますと、 $8,000\text{ Bq}/\text{kg}$ 超の指定廃棄物につきましては既に国が濃度測定をし終わっております。これにつきましては、 $8,000\text{ Bq}/\text{kg}$ を超えたものもありますし、指定廃棄物であったけれども $8,000\text{ Bq}/\text{kg}$ を下回ったものもあるということが今回分かったわけでございます。そして、未指定、つまり指定廃棄物なのかそうでないのか、 $8,000\text{ Bq}/\text{kg}$ 以上なのか以下なのか、まだ測定をしていないというものが県内にございました。その未指定分につきましては、今、国が順次測定を始めたということでございます。

既に皆様方が個々に測定をして $8,000\text{ Bq}/\text{kg}$ 以下だと、一般廃棄物と同じ扱いで処理できるといったものが、県内に43,000tございます。これにつきましては皆さんが既に測定をしていて、 $8,000\text{ Bq}/\text{kg}$ を下回っているということは分かっておりますが、統一した調査方法で調査をしていないということがございますので、この際、宮城県が主体となりまして、国と一緒にやりまして、再度、 $8,000\text{ Bq}/\text{kg}$ 以下のものにつきましても、調査をさせていただきたいと考えているということでございます。

そうしますと、 $8,000\text{ Bq}/\text{kg}$ を超えた指定廃棄物の量と濃度、未指定分の量と濃度、 $8,000\text{ Bq}/\text{kg}$ 以下のものの量と濃度が統一した調査で、ほぼ統一した調査結果で出てくるということでございますので、それをもって全体の量を把握した上で、それをどう処理をしたらいいのかということをお口までに方針を決定し、再度、市町村長会議を開いて、皆様方にお諮りをしたいと考えているということでございます。

したがって、それまでは、指定廃棄物の最終処分場問題につきましても、そのままペンディングにさせていただきたいと、この議論を止めておきたいということでございます。

今日、お諮りしたいのはその $8,000\text{ Bq}/\text{kg}$ 以下の、皆さんが既にもう測定をし終わったものについて、再度、県が統一した方法で調査をすると、県が主体となって調査をするということにつきまして、皆様の御了解をいただくために開催をいたしました。

なお、宮城県だけでは出来ませんので、当然ですが、市町村の立会も含め

まして、市町村の御協力を賜りたいというお願いでございます。

私からは以上でございます。

3 意見交換

○若生宮城県副知事：今、知事からの説明に対しまして、御質問も含めまして御意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

○佐藤栗原市長：今、知事の話をお聞かせいただいて、8,000 B q / k g を下回っているものを改めて県が調査をしたいと、こういうことですね。それは私から見たら、最初に調査をしたのは県なんです。県が全部資料持っているんです。それから5年間手つかずのままここまで来た。我々は国に対しても、環境省に対しても言いたいこといつも言わせていただいているんですけども、我々、被害者なんです。出し元はあくまで、国の責任、電力の責任だと私は思っています。

そういう中で、当然のことながら、8,000 B q / k g を超えるものは指定廃棄物、下回ったものは一般廃棄物、そして、どうなるかと言ったら、それは市町村の責任で処理しなさい、一般廃棄物、廃掃法です。私から見たらおかしな話でして、これはあくまで国の責任ですべてやるべきだと思っています。しかしながら、一歩前に進んで知事がここへ来て、5年経って、県の下で調査をしてもう一度やるということなら、それもよしと。

既に私どもは一歩前に進みまして、今、持っております43,000 t のうちの約928 t です、栗原市の分。その分については、測定も何回も確認をして、県の立会の下で、県も分かっているわけですから、これらについてはできるものはすぐにやりたいということで、減容化に向けてスタートしました。

知事の言われる焼却も一つの方法かも知りませんが、同じ減容化で、結果同じになりますから、微生物によるところの実証実験を今日スタートさせていただきました。その立会も県の方が立ち会っておられましたけれど、もっと前に出ていただいて、一緒になって、これは成功すれば、他市町村にも影響が出ると思うんです。ひょっとすると焼却よりは私は市民の同意は得られやすいと考えております。

どこの地域がどう考えておられるかは、どうぞ調査されて、既にこう実証実験するところについては、よく一緒になってやっていただいて、国の方も若干理解をしていると思うんですけど、大体おかしいのは、大臣が一回も

ここに顔を出していないことですよ。知事がこの会議の冒頭にですね、丸川大臣に来てもらって、まず話をして、それから井上さんが対応する、これが筋でしょ。一回も顔を出さない大臣なんておかしいですよ。そこら当たりの知事の見解と最初の私の考えについて、お尋ねをしておきたいと思います。

○村井宮城県知事：まず8,000Bq/kg以下のものにつきまして、県が調査したものもあります。しかし、市町村が独自に調査したものもあるということでございますので、今回、改めて統一してやりたいということでございますので、是非、御理解を賜りたいと思います。

なお、栗原市が減容化に向けて、微生物を使った実証実験をやるということは大いに結構なことでございますので、県も、国も当然協力すると思います。したがって、積極的にやっていただいて結構かと思えますし、御自身のところで8,000Bq/kg以下は燃やそうと思えば燃やせることもできますし、減容化をしようと思えばできるわけでございますので、決して県の指示待ちではなくて、御自身でやれるところはどんどんやっていただいて大いに結構かと思えますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。それに対する、県に対する支援、国に対する支援を求めるのであれば、我々も御協力をさせていただこうというふうに思います。

それから、大臣につきましては、大臣も非常にこの宮城県に関心をお持ちだということは聞いておりまして、宮城県の取組にも関心をお持ちだということは聞いておりますので、こちらの方に来られるような機会には、栗原市になるのかどこになるのか分かりませんが、実際、保管している場所等をですね、この間は浄水発生土でしたので、別の物を見ていただくように調整をしてまいりたいというふうに思っております。

○佐藤栗原市長：財政的な面も入れてですね、一緒に県とやらないとだめなんで、協力してください。お願いします。

○村井宮城県知事：はい、分かりました。

○若生宮城県副知事：他にございましたら、お願いいたします。

(「了解」の声あり)

よろしいでしょうか。それでは、改めまして8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物の処理方針に向けて、本日、御提案させていただきましたとおり、まず現状把握のための調査を県が主体となって行いたいと思います。

皆様方の御承認をいただいたということで、本当にありがとうございました。

なお、今後、調査後ですけれども、方針を検討していくに当たりまして、知事からも話がありましたけれども、皆様からの様々な面での御協力をいただく必要があると考えておりますので、その時はよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それでは、意見交換を終了させていただきます。本当に今日は皆さんありがとうございました。

4 閉会

○司会：以上をもちまして、第10回宮城県指定廃棄物処理促進市町村長会議を閉会とさせていただきます。